

「養蜂議員連盟」設立趣意書

- 1 我が国の養蜂・蜂蜜産業は自然の甘味資源の供給により、豊かな国民の食生活に貢献するのみならず、我が国の野菜・果樹生産における花粉受精の効率化に必要不可欠な存在となっている。
- 2 このような中で、平成24年には養蜂をめぐる情勢の変化に対応し、①趣味養蜂家の増加を踏まえた新たな蜂群配置体制の確立、②趣味養蜂家に対する伝染病の蔓延防止などのための意識啓発、③蜜源植物の保護及び増殖、④都道府県内における蜂群配置の適正化等を図るための措置の明確化などの課題に対応するため、当時野党であった自民党が主導する形で養蜂振興法を改正した。
- 3 しかしながら、最近においても、①水稻のカメムシ防除に不可欠なネオニコチノイド系農薬による蜜蜂被害の発生、②ミツバチヘギイタダニを介したバロア病の被害、③ツマアカスズメバチによる蜜蜂の生態系への被害の懸念、④相次ぐ自然災害による巣箱の流出被害などの課題に直面している。
- 4 以上の状況に鑑み、こうした課題の克服のための生産者の取組を支援し、我が国の養蜂・蜂蜜産業の振興を図るため、平成16年に設立され、その後活動を休止している養蜂振興議員連盟を改組し、新たに養蜂議員連盟を設立する。

令和2年7月27日